

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の4第3項第3号中「7,800円」を「12,100円」に改め、同項第4号中「11,000円」を「15,000円」に改め、同項5号中「14,200円」を「17,900円」に改め、同項第6号中「17,400円」を「20,800円」に改め、同項第7号中「20,600円」を「23,700円」に改め、同項第8号中「23,800円」を「26,600円」に改め、同項第9号中「26,800円」を「29,400円」に改め、同項第10号中「28,800円」を「31,200円」に改め、同項第11号中「30,800円」を「33,000円」に改め、同項第12号中「32,800円」を「34,800円」に改め、同項第13号中「34,800円」を「36,600円」に改める。

第19条の9第1項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第19条の10を次のように改める。

(住居手当)

第19条の10 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(公舎の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。)
- (2) 第19条の8第1項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当

該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額(その額が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第37条の10第1項中「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

第37条の10第2項を次のように改める。

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

第40条の2第2号中「157時間」を「156時間」に改める。

第42条の2中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第42条の3中「^こ禁錮」を「禁錮」に改める。

附則に次の1項を加える。

(住居手当に関する特例)

7 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間における第19条の10第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で本市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額、同項第1号に掲げる職員にあっては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあっては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

上下水道局企業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,500	182,500	216,500	262,800	282,800	313,700	346,400	389,800
	2	135,500	184,300	218,300	265,000	285,000	316,300	349,200	392,600
	3	136,500	186,100	220,100	267,000	287,300	318,800	351,900	395,600
	4	137,500	187,900	221,900	269,000	289,600	321,400	354,700	398,600
	5	138,300	189,600	223,600	270,700	291,800	323,900	357,200	401,600
	6	139,400	191,400	225,500	272,900	294,100	326,500	360,000	404,500
	7	140,500	193,200	227,300	275,100	296,400	329,100	362,800	407,500
	8	141,600	195,000	229,200	277,300	298,700	331,700	365,600	410,400
	9	142,700	196,700	230,700	278,600	300,900	334,200	368,100	413,400
	10	143,800	198,500	232,700	280,800	303,200	336,800	370,900	416,300
	11	144,900	200,300	234,600	283,000	305,500	339,400	373,700	419,300
	12	146,000	202,100	236,500	285,200	307,800	341,900	376,400	422,300
	13	147,100	203,800	237,800	286,500	310,000	344,500	379,000	425,200
	14	148,400	205,600	239,800	288,800	312,300	347,100	381,900	428,200
	15	149,700	207,400	241,700	291,100	314,600	349,700	384,700	431,200
	16	151,000	209,200	243,700	293,400	316,900	352,200	387,600	434,100
	17	152,300	210,900	244,900	294,400	319,200	354,800	390,200	437,000
	18	153,800	212,700	246,800	296,700	321,500	357,400	393,200	440,000
	19	155,300	214,500	248,800	299,000	323,800	359,900	396,200	443,000
	20	156,800	216,300	250,800	301,300	326,000	362,500	399,200	446,000
	21	158,100	218,000	252,800	303,500	328,300	365,100	400,900	448,900
	22	160,100	219,800	254,700	305,800	330,400	367,700	403,100	452,000
	23	162,100	221,600	256,600	308,000	332,600	370,300	406,000	455,100
	24	164,100	223,400	258,400	310,300	334,700	372,900	408,800	458,100

25	166,000	225,100	260,300	312,500	337,000	375,600	411,600	460,800
26	168,000	226,800	262,200	314,700	339,100	378,300	414,200	463,900
27	170,000	228,600	264,100	316,800	341,300	381,000	416,900	466,900
28	172,000	230,400	265,600	319,000	343,400	383,600	419,700	470,000
29	173,900	232,200	267,000	321,200	345,600	386,400	422,300	472,900
30	175,900	233,500	268,900	323,300	347,800	389,100	424,800	476,200
31	177,900	235,400	270,800	325,500	349,900	391,700	427,500	479,600
32	179,900	237,400	272,700	327,500	352,100	394,300	430,200	482,800
33	181,600	239,300	273,700	329,500	354,200	396,900	433,000	486,200
34	183,400	240,800	275,600	331,500	356,300	399,300	435,600	489,200
35	185,200	242,700	277,500	333,600	358,400	401,600	438,300	492,100
36	187,000	244,500	279,400	335,700	360,600	404,000	440,900	495,200
37	188,700	245,500	280,400	337,600	362,700	406,000	443,600	498,100
38	190,500	247,000	282,300	339,700	364,900	407,800	446,200	500,700
39	192,300	248,500	284,200	341,700	367,000	409,900	448,700	503,400
40	194,100	250,100	286,100	343,700	369,100	412,000	451,300	506,000
41	195,800	251,700	287,100	345,700	371,200	414,100	453,000	508,400
42	197,600	253,200	288,900	347,700	373,300	416,100	455,100	510,600
43	199,400	254,700	290,700	349,700	375,300	418,000	457,100	512,800
44	201,200	256,300	292,500	351,800	377,400	420,100	459,200	515,000
45	202,800	257,900	293,800	353,800	378,800	421,800	461,400	517,300
46	204,500	259,400	295,500	355,700	380,600	423,300	463,500	519,500
47	206,300	261,100	297,100	357,500	382,400	424,800	465,500	521,700
48	208,100	262,900	298,800	359,400	384,200	426,400	467,600	523,900
49	209,700	264,100	300,500	360,700	385,800	427,700	469,800	526,200
50	211,400	265,600	302,100	362,100	387,500	429,100	471,800	528,200
51	213,100	267,400	303,800	363,600	389,100	430,600	473,800	530,400
52	214,800	269,100	305,500	364,900	390,900	432,100	475,900	532,500
53	216,300	270,300	307,000	366,100	392,500	433,500	478,000	534,500
54	218,000	271,900	308,600	367,300	393,900	434,800	479,800	536,300
55	219,500	273,500	310,300	368,500	395,300	436,100	481,600	538,100
56	221,200	275,200	311,900	369,800	396,700	437,400	483,200	539,800
57	222,600	276,500	313,200	370,900	398,200	438,400	484,800	541,700
58	224,100	277,900	314,700	371,900	399,100	439,200	486,300	543,400
59	225,700	279,500	316,400	372,900	400,200	440,200	487,800	545,100
60	227,300	281,000	318,100	373,900	401,200	441,200	489,300	546,800
61	228,900	282,600	319,300	374,700	402,100	442,200	490,800	548,400
62	230,500	284,100	320,400	375,600	402,900	443,100	491,700	550,100
63	232,100	285,600	321,800	376,500	403,700	444,100	492,600	551,700
64	233,800	287,000	323,000	377,100	404,500	445,100	493,500	553,400
65	235,200	288,200	323,500	377,800	405,100	445,900	494,300	555,000
66	236,800	289,400	324,600	378,400	405,900	446,900	495,200	556,100
67	238,400	290,600	325,400	379,000	406,600	447,900	496,100	557,300
68	240,000	291,800	326,400	379,600	407,400	448,800	497,000	558,500
69	241,300	293,000	327,400	380,200	408,100	449,600	497,700	559,500
70	242,800	294,200	328,300	380,800	408,900	450,200	498,500	560,700
71	244,200	295,400	329,300	381,400	409,700	451,100	499,400	561,900
72	245,700	296,500	330,100	382,000	410,400	452,000	500,300	563,100

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	73	247,000	297,700	331,300	382,600	411,100	452,900	501,000	564,000
	74	248,400	298,800	332,300	383,200	411,700	453,600	501,900	565,200
	75	249,800	299,900	333,400	383,800	412,400	454,300	502,800	566,400
	76	251,200	301,100	334,500	384,400	413,100	455,000	503,700	567,600
	77	252,400	302,200	335,200	385,000	414,000	455,800	504,300	568,500
	78	253,700	303,100	336,100	385,600	414,700	456,500	505,100	569,600
	79	255,000	304,000	337,200	386,200	415,500	457,200	506,000	570,800
	80	256,300	304,900	338,200	386,800	416,200	457,900	506,900	572,000
	81	257,400	305,800	339,100	387,400	416,900	458,700	507,600	573,000
	82	258,500	306,200	339,900	388,000	417,600	459,400	508,400	
	83	259,600	306,800	340,900	388,600	418,300	460,100	509,300	
	84	260,700	307,600	341,900	389,200	419,000	460,800	510,200	
	85	261,900	308,400	342,800	389,800	419,500	461,600	510,900	
	86	262,900	309,100	343,500	390,400	420,200	462,300	511,700	
	87	263,900	309,800	344,400	391,000	420,900	463,000	512,600	
	88	264,900	310,500	345,400	391,700	421,600	463,700	513,500	
	89	265,900	311,000	346,400	392,200	422,100	464,500	514,200	
	90	266,700	311,500	347,400	392,800	422,800	465,200		
	91	267,500	312,000	348,000	393,400	423,500	465,900		
	92	268,300	312,500	349,000	394,100	424,200	466,600		
93	268,800	313,100	349,800	394,600	424,700	467,300			
94	269,300	313,600	350,600	395,200	425,400	467,900			
95	269,800	314,100	351,500	395,800	426,100	468,600			
96	270,300	314,600	352,000	396,500	426,800	469,300			
97	270,600	315,200	353,100	397,000	427,300	470,100			
98		315,600	353,900	397,600	427,900				
99		316,100	354,900	398,200	428,600				
100		316,600	355,900	398,900	429,300				
101		317,200	356,400	399,400	429,800				
102		317,600	357,100	400,000	430,500				
103		318,100	358,000	400,600	431,200				
104		318,600	359,000	401,300	431,900				
105		319,200	359,700	401,800	432,300				
106		319,700	360,200	402,400					
107		320,200	361,000	403,000					
108		320,700	361,900	403,700					
109		321,200	362,700	404,200					
110		321,700	363,100	404,900					
111		322,200	364,000	405,600					
112		322,700	364,800	406,100					
113		323,000	365,600	406,600					
114		323,500	366,300	407,200					
115		324,000	366,700	407,900					
116		324,500	367,300	408,600					
117		324,800	368,000	409,000					
118		325,300	368,700						
119		325,800	369,300						
120		326,300	369,700						

121		326,600	370,100						
122		327,100	370,600						
123		327,600	371,000						
124		328,100	371,400						
125		328,400	371,600						
126		328,900	371,900						
127		329,400	372,400						
128		329,900	372,900						
129		330,200	373,100						
130		330,700	373,300						
131		331,200	373,700						
132		331,700	374,200						
133		332,000	374,500						
134		332,500	374,700						
135		333,000	375,100						
136		333,500	375,600						
137		333,800	375,900						
138			376,300						
139			376,500						
140			377,000						
141			377,300						
142			377,700						
143			378,200						
144			378,400						
145			378,600						
146			379,000						
147			379,500						
148			379,700						
149			379,900						
再任用職員	186,700	211,500	250,700	272,000	316,200	358,200	391,500	443,000	

備考 1級の35号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの給料月額は、この表にかかわらず、181,200円とする。

第3号様式（第19条の11関係）を次のように改める。

第3号様式 (第19条の11関係)

住居手当支給・異動申請書

平成 年 月 日 提出

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

所 属		氏名・氏名コード	印
住 所	〒 -		

給与規程第19条の11の規定により下記のとおり申請します。

番号	同居する親族の氏名	続柄	生年月日	世帯主	扶養関係	収入の有無等	
						有・無	勤務先等
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
申請の理由		事実の生じた年月日 平成 年 月 日		添付書類			
住居の区分	<input type="checkbox"/> 持家	住居名義人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外				
	<input type="checkbox"/> 賃貸	住居の所有者	<input type="checkbox"/> 親族以外		<input type="checkbox"/> 配偶者		
			<input type="checkbox"/> 親族	<input type="checkbox"/> 父母・配偶者の父母		氏名 ()	
		<input type="checkbox"/> 上記以外の親族		扶養手当支給 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外			
	賃貸名義人	<input type="checkbox"/> 本人					
		<input type="checkbox"/> 扶養手当支給対象親族 続柄 () 氏名 ()					
<input type="checkbox"/> その他							
家賃 () 円							
<input type="checkbox"/> 支給終了							
備考							

- 注1) 1 同居する親族の氏名欄には、同居する親族すべての氏名を記入してください。
 2 扶養関係の欄には、扶養している親族の番号を記入してください。
 3 世帯主に該当する親族については、世帯主欄に○印を記入してください。
 4 収入の有無等の有無の欄には、収入のある者は有を、収入のない者は無を○で囲んでください。
 5 収入の有無等の勤務先等の欄には、収入のある者については勤務先を、自家営業者については職業等を具体的に記入し、年金等の受給者についてはその旨を記入してください。
 6 該当する□には、レ印を記入してください。

所 属 長	課 長 補 佐 ・ 係 長	係 員	所属発送年月日 年 月 日
			職員課受理年月日
上記のとおり認定し			年 月 日 決裁
年 月 分から支給 (開始・継続・終了) する。			
職 員 課 長	課 長 補 佐 ・ 係 長	係 員	

注2) 扶養親族を有しなくなった場合、住居手当の支給額が変わることがあります。この場合、住居手当支給・異動申請書に登記簿謄本又は賃借契約書若しくはこれに準じる書類を添付して再度申請してください。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成19年3月30日上下水道企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第2号イ中「以後」を「から平成26年3月31日まで」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 平成26年4月1日において、京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年3月31日上下水道局管理規程第17号）による改正後の京都市上下水道局職員給与規程別表第1の規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.41を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第3条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月30日上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第2号中「以後」を「から平成28年3月31日まで」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.64を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成28年4月1日（以下附則第7項までにおいて「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 6 京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日上下水道企業管理規程第11号)附則第6項から第8項まで又は京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年3月30日上下水道局管理規程第9号)附則第5項から第7項までの規定(以下「切替経過措置規定」という。)による給料を支給されることとなる職員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は切替経過措置規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を支給しない。
 - (1) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額以下となる職員
前3項の規定による給料
 - (2) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額を上回ることとなる職員
切替経過措置規定による給料
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する改正後の京都市上下水道局職員給与規程(以下「新規程」という。)第20条第1項、第29条第1項、第34条第1項、同条第4項、同条第5項、第37条の8第2項、第39条第1項、及び同条第2項の規定の適用については、新規程第20条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程(平成28年3月31日上下水道局管理規程第14号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額(以下「経過措置給料額」という。)との合計額」と、新規程第29条第1項、第

34条第1項、同条第4項、同条第5項、第37条の8第2項、第39条第1項、及び同条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 新規程第19条の10の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 9 新規程第19条の10第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）については、第1条の規定による改正前の京都市上下水道局職員給与規程（以下「旧規程」という。）第19条の10（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、平成33年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 10 新第1号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第19条の10（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第19条の10第2項第1号ア	10,500円	8,000円
	旧規程第19条の10第2項第1号イ	9,500円	7,500円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第19条の10第2項第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第19条の10第2項第1号イ	9,500円	5,000円

平成30年4月1日 から平成31年 3月31日まで	旧規程第19条の10 第2項第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第19条の10 第2項第1号イ	9,500円	2,500円

- 11 新第1号職員に該当する者の新規程第19条の10第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第19条の10第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第19条の10第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。
- 12 新規程第19条の10第1項第2号に掲げる職員（以下「新第2号職員」という。）に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第19条の10（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、平成33年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 13 新第2号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第19条の10（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日 から平成29年 3月31日 まで	旧規程第19 条の10第2 項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	4,000円
	旧規程第19 条の10第2 項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	3,700円
平成29年4月1日 から平成30年 3月31日 まで	旧規程第19 条の10第2 項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2,700円
	旧規程第19 条の10第2 項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2,500円

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第19条の10第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1,500円
	旧規程第19条の10第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1,200円

14 新第2号職員に該当する者の新規程第19条の10第2項第2号の規定による住居手当の月額が、その者が新第2号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第19条の10第2項第2号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第19条の10第2項第2号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

15 新第1号職員又は新第2号職員に該当する職員のうち、附則第9項、第10項、第12項又は第13項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第19条の10第2項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第19条の10第2項の規定にかかわらず、新規程第19条の10第2項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第19条の10第2項の規定による住居手当の月額との合計額とする。

（その他の経過措置）

16 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

（上下水道局総務部職員課）